



No.2 広島市立広島特別支援学校 保健室 令和4年6月1日

6月になり、少しずつ気温も上がってきました。気温の変化もあるこの季節、まだ暑さに体が慣れていないため、熱中症になる人もいます。服で体温調節をしたり、こまめな水分補給、早めの休養を取ったりして熱中症を予防しましょう。

そして、引き続き感染症予防のため、手洗い・マスク・咳エチケットを心がけましょう。

1 熱中症について



2 定期健康診断について

健康診断実施にあたり、本校では直前の健康観察や会場内の換気等の感染症対策を行い、実施しています。当日、急な発熱や体調不良がある場合は健康診断を受けることができません。その場合は、予備日に受けていただくようお願いしています。また、新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖等をした場合、学校医と相談し急遽延期することもございますので御了承ください。

検診を受けた児童生徒には検診結果を配付しますので、所見があった場合は早めの受診をお願いします。学校での検診は、疾病の疑いがあるかどうかを調べます。疾病があることを確定するものではありません。そのため、受診した病院で異常なしと診断されることもありますので御了承ください。

なお、神経科検診は学校医が児童生徒の様子を把握するために実施していますので、検診結果の配付はございません。

3 尿検査について

今年度の尿検査は<u>6月3日(金)が最終日</u>です。提出がまだの方、前回の尿検査で2次検査が必要になった方(病院を既に受診された方以外)はこの日に持参してください。

4 学校での薬の与薬について

学校での与薬をはじめ、医薬品の使用の介助は、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」に基づき、原則として医行為ではないと考えられるものについて行います。児童生徒の健康状態や与薬の内容によっては、医行為に当てはまる可能性があります。その場合は、学校の教職員はできませんので御了承ください。さらに、この通知には条件があります。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること。
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと。
- ④ 医師の処方により、一包化された薬で、医師や薬剤師より指導や助言を受けているもの。

つきましては、上記の内容を御確認いただき、学校に与薬を依頼される場合には、与薬依頼書等に必要事項を記入し、担任へ提出してください。新たに必要書類が必要な場合には担任に御相談ください。児童生徒が自分で服用できる場合も御記入ください。書類には何の薬か、一回の服薬量、いつどのように服用するか等を御記入ください。

可能であれば1日2回の服用(朝・夕)にすることはできないか、主治医へ相談してください。 花粉症の薬、かゆみ止めの軟膏等、ある特定の期間のみ薬が必要な場合にも必ず与薬依頼書の提 出をお願いします。

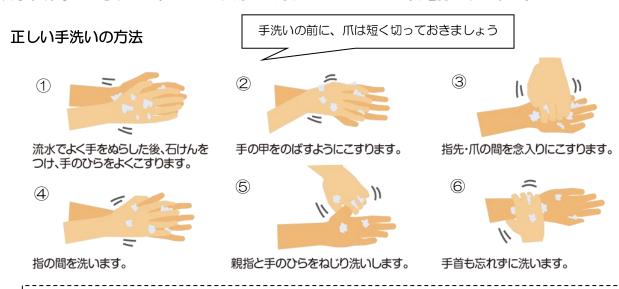
学校で服用する薬に必ず氏名、服用する月日や時間等を記入し、持参してください。薬は原則として主治医が診察して処方した薬に限りますので御理解ください。

 市立花子 〇月〇日 昼食後
 ホ立花子 〇月〇日昼食後
 水薬の場合は、1回分を家庭で計量 して持参してください。学校で教職 員が計量することはできません。

学校で与薬をしましたら、担任が連絡帳の確認欄もしくは与薬確認票にサインをしますので御確認ください。

5 再確認!手洗いの方法について

感染症予防の基本はこまめな手洗いです。<u>ウイルスや細菌の種類によってはアルコール等の消毒液に耐えるものもあります。</u>また、アルコール等の消毒液を使用する場合、手が汚れたままでは十分な消毒ができません。正しい手洗いの方法についてもう一度確認しましょう。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。